

お知らせ

(第四次総合特別事業計画) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく  
「軽微な変更」の実施について

2024年9月10日  
東京電力ホールディングス株式会社

原子力損害賠償・廃炉等支援機構および、東京電力ホールディングス株式会社は、2024年4月26日付で認定を受けた特別事業計画について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項および、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令第6条第7号の規定に基づく「軽微な変更」を行いましたので、お知らせいたします。

以上

参考：第四次総合特別事業計画（抄）